

全国健康保険協会（協会けんぽ）の 関係団体と連携した保健事業について

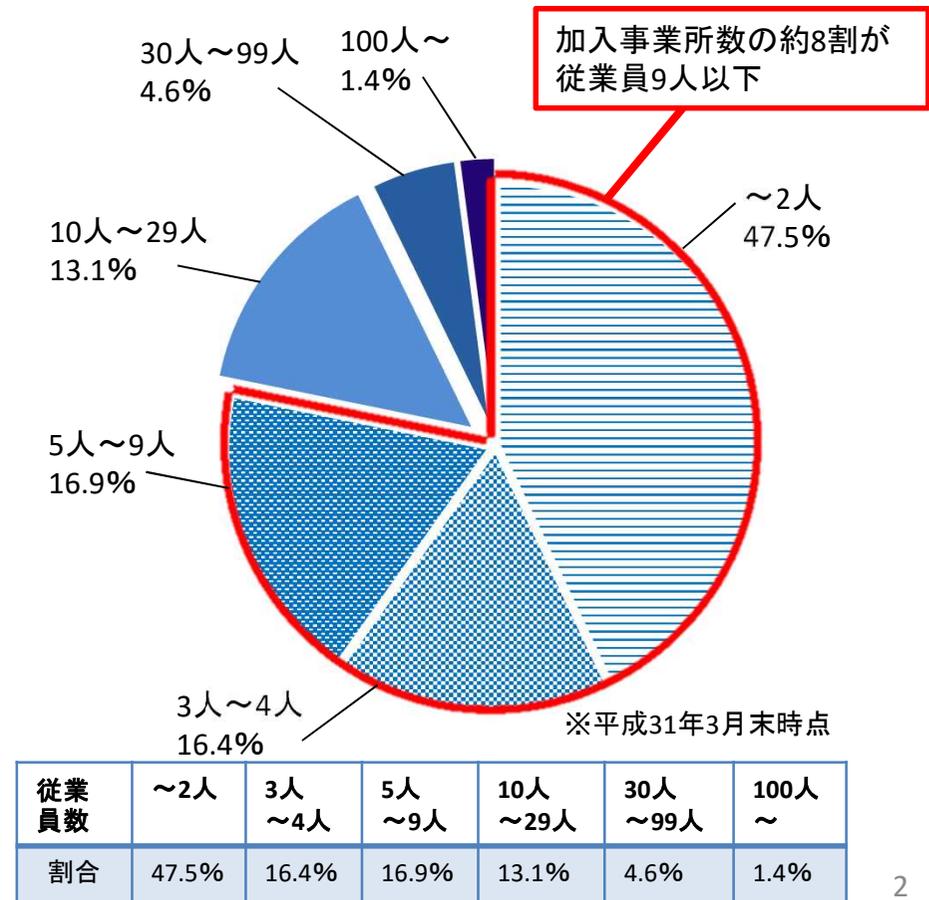
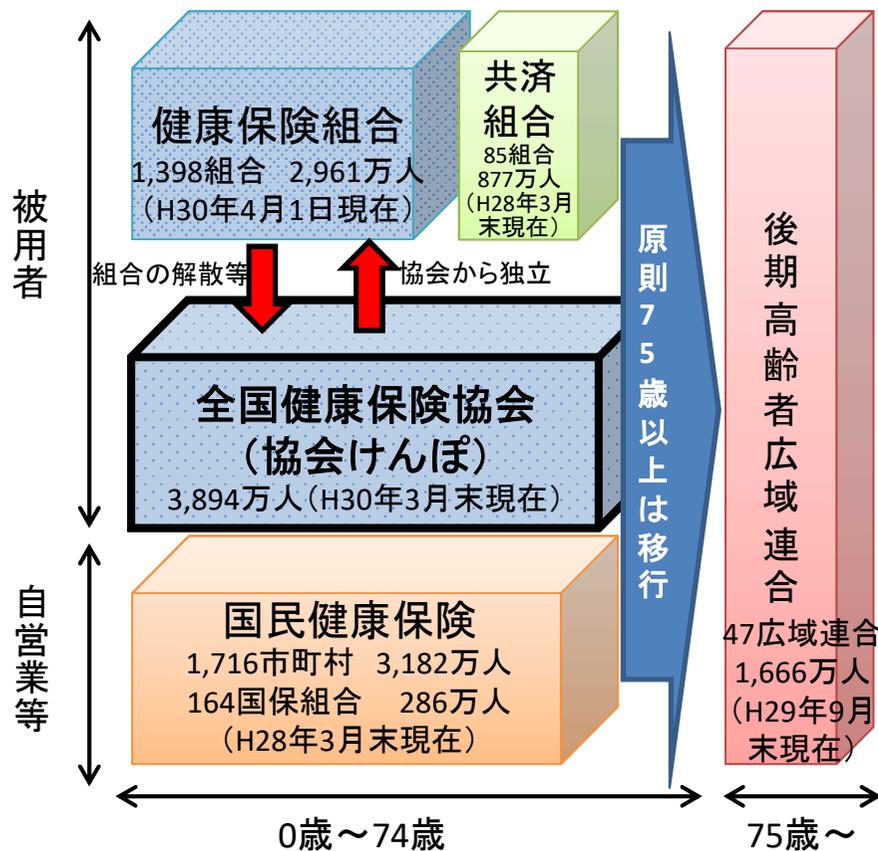
令和元年10月4日
協会けんぽ本部 保健部 保健第2グループ

地域・職域連携推進関係者会議 分科会
(保険者関係者)

協会けんぽの保健事業

全国健康保険協会の加入事業所・加入者数

- ・加入事業所数は、約222万事業所。加入者数は約3,940万人（平成31年3月末時点）。
- ・協会けんぽは、国民の約3.3人に1人が加入する日本最大の医療保険者。
- ・加入事業所は、健康保険組合を作ることができない中小企業・小規模企業が多く、事業所の約8割が従業員9人以下となっている。
- ・加入者は、健康保険組合等に参加しない被保険者と被扶養者。健康保険組合が解散等の場合は、協会けんぽの加入者となる。
→協会けんぽは、被用者保険の最後の受け皿。



中小企業の加入者の健康を取り巻く状況

- 中小企業の労働環境は厳しい。
- 個人レベルだけでは健康増進が難しい。

仕事が忙しくて、健診受診や通院(治療)ができない。

勤務シフト等の関係で、欠食や夜遅い時間の食事となる。

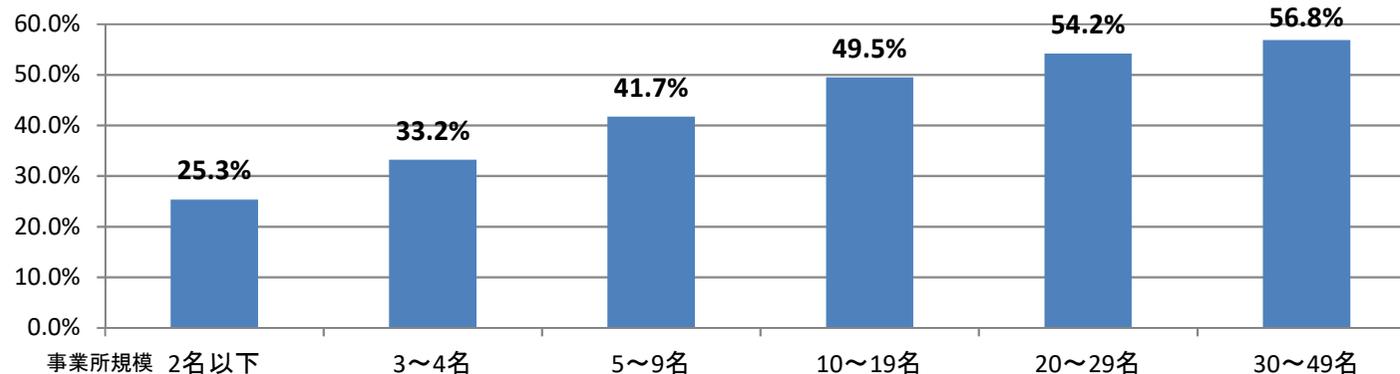
健康より仕事が優先。

毎日残業で、運動する時間がない。

★事業所規模が小さいほど、受診率低い…

参考:メタボ健診(生活習慣病予防健診)の50人未満規模別受診率

データ:平成27年度協会けんぽ加入事業所の全国の値



保健事業実施計画(データヘルス計画)の基本方針

- 保健事業実施計画(データヘルス計画)とは
保健事業実施計画(データヘルス計画)とは、保険者が持つ健診・レセプトデータを効果的に活用し、保険者機能を発揮する(有効な保健事業の実施、医療費適正化の実施)ことにより、加入者の健康を維持・増進するなど保健事業を確実に実施するための事業計画。
- 狙い
「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において“国民の健康寿命の延伸”が掲げられており、「予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり」としてすべての保険者に「データヘルス計画」の作成、公表、事業実施の取組が求められた。
- 基本方針
協会けんぽにおける保健事業実施計画の策定にあたっては、「特定健康診査・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を3本柱とする。
また、地域ごとの健康課題のほか、行政機関や関係団体との健康づくりに関する連携等の各々の域の実情等も踏まえて策定する必要があるため、各支部の健康特性を把握したうえで支部独自性を発揮できるように、支部ごとに計画を策定。

27年度～29年度・・・第1期保健事業実施計画

※ 健康課題、上位目標(成果目標)、下位目標(手段目標)及び具体策で構成

30年度～35年度・・・第2期保健事業実施計画

※ 健康課題、上位目標(10年後の成果目標)、中位目標(6年後の成果目標)、下位目標(手段目標)及び具体策で構成

特定健診・特定保健指導の推進

- 予防効果が期待できる者への保健指導の優先的実施
- 地域、年齢特性を考慮した付加サービスを含めた集団健診の実施に努める
- データを活用した加入者の生活習慣の状況、健康状況の把握

重症化予防の対策

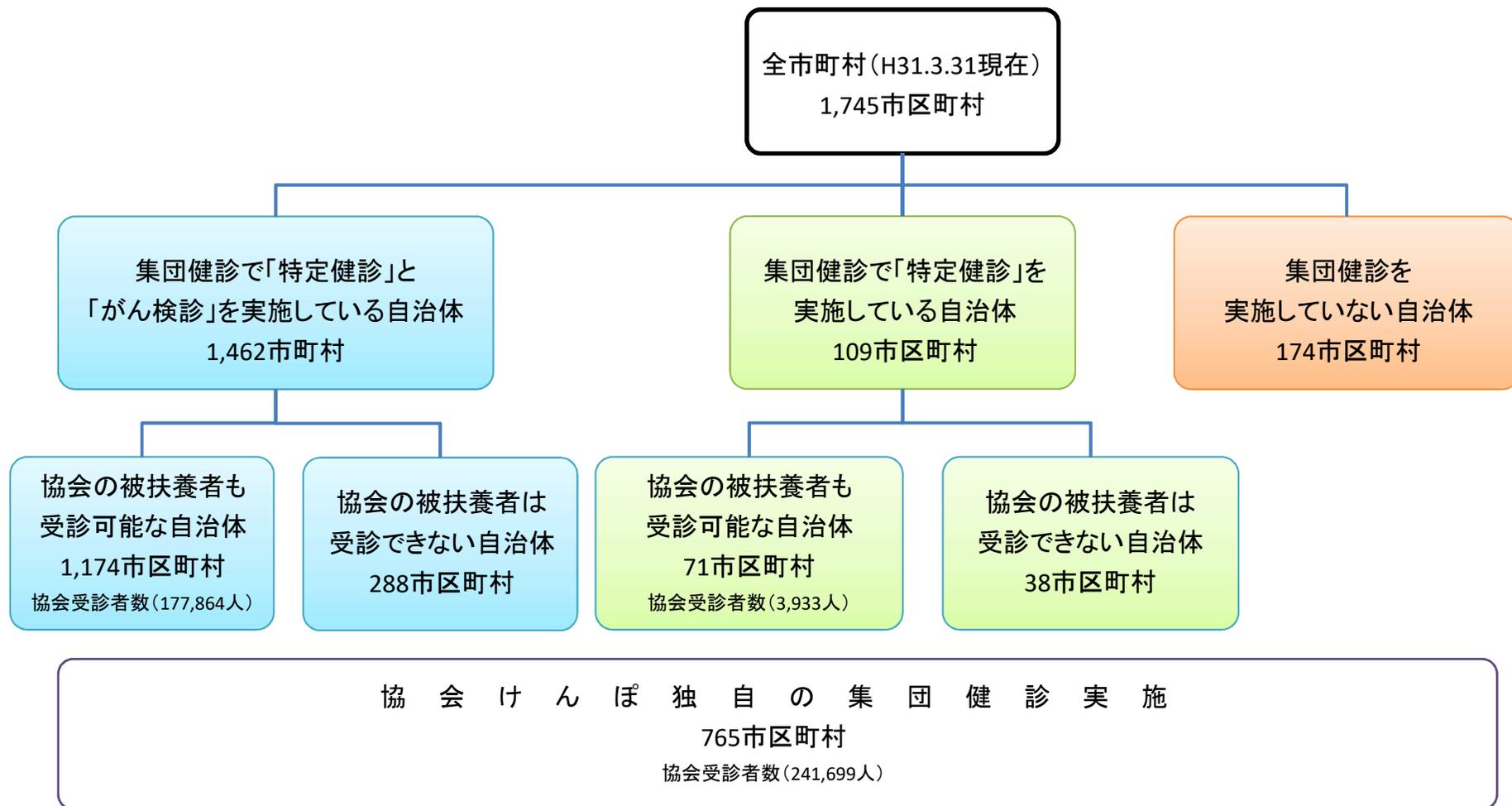
- 健診結果とレセプトから疾病リスクの高い者を抽出し、受診勧奨を行う
- 特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症の疾病の悪化を防ぐ
- 虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症などの合併症の発生を抑制する

事業主等の健康づくり意識の醸成を 目指した取組(コラボヘルス)

- 事業所ごとに、オーダーメイド的な健康・医療情報の提供
- 協会けんぽよりICTツールを提供し、加入者が自身で健康をチェックできる体制
- 業種別の分析結果を中小企業団体、商工会、事業主等に情報提供し、取組の働きかけを行う

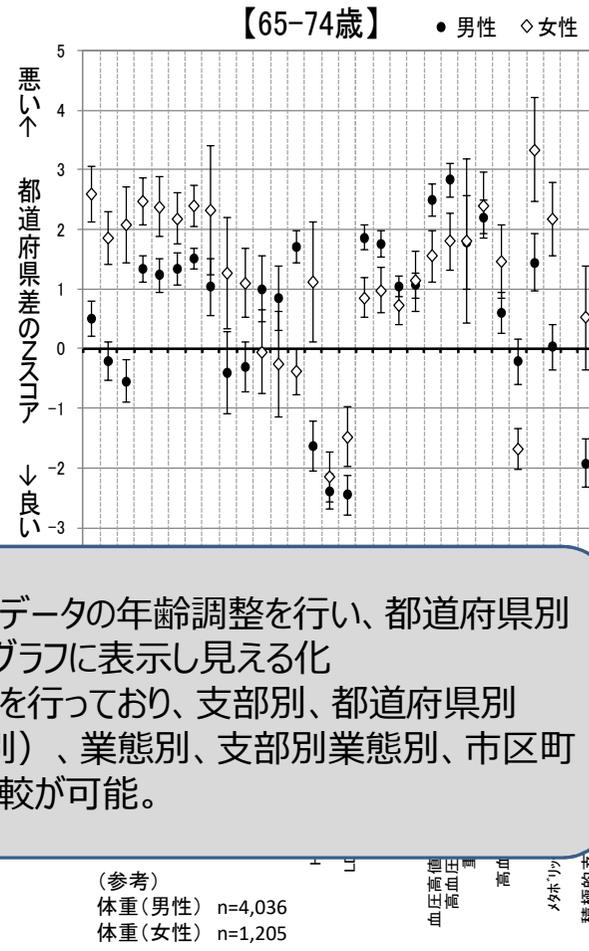
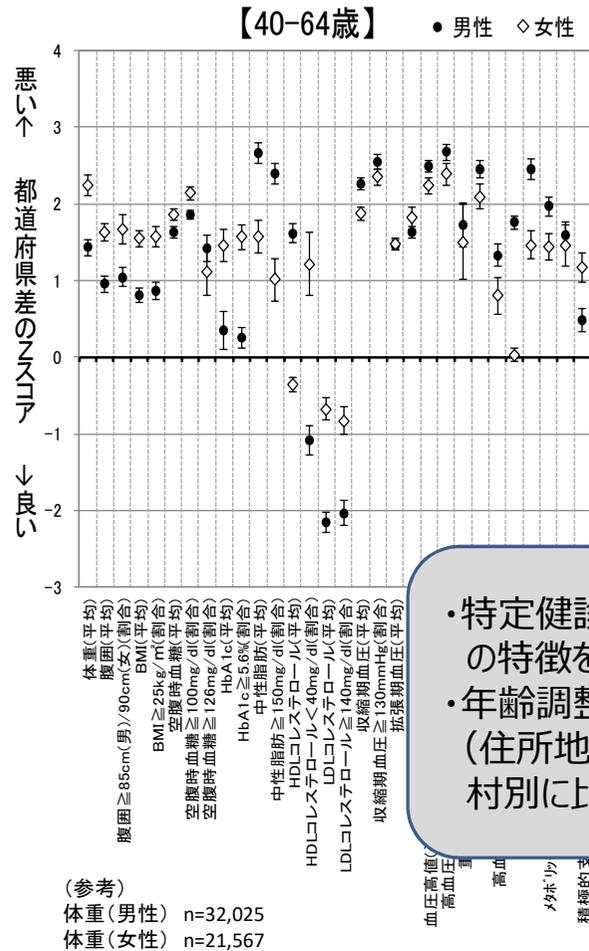
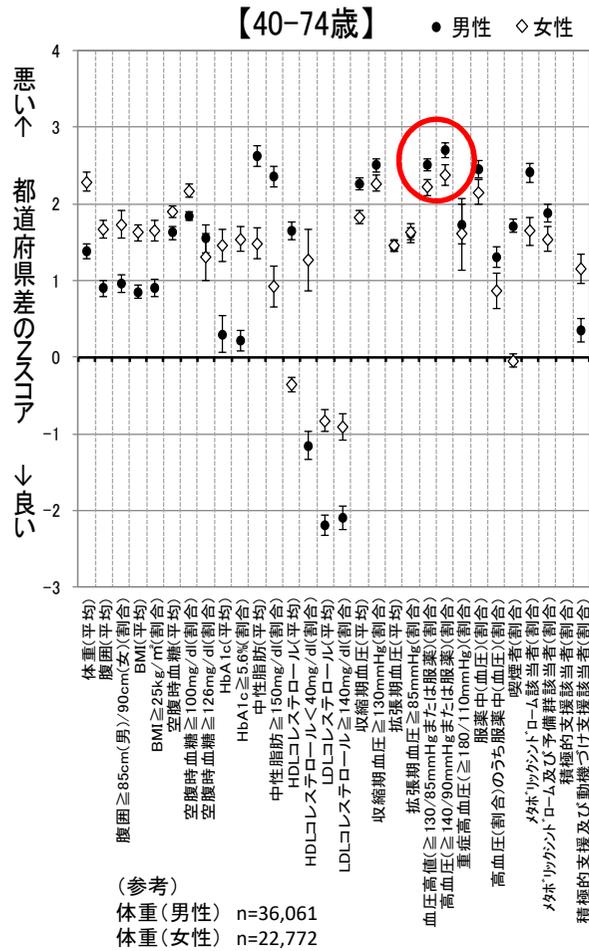
関係団体と 連携した保健事業

特定健診(被扶養者)とがん検診の同時実施状況(平成30年度)



業種団体との連携の例

2016年度特定健診データの都道府県別特徴の要約(秋田)



・特定健診データの年齢調整を行い、都道府県別の特徴をグラフに表示し見える化
・年齢調整を行っており、支部別、都道府県別(住所地別)、業態別、支部別業態別、市区町村別に比較が可能。

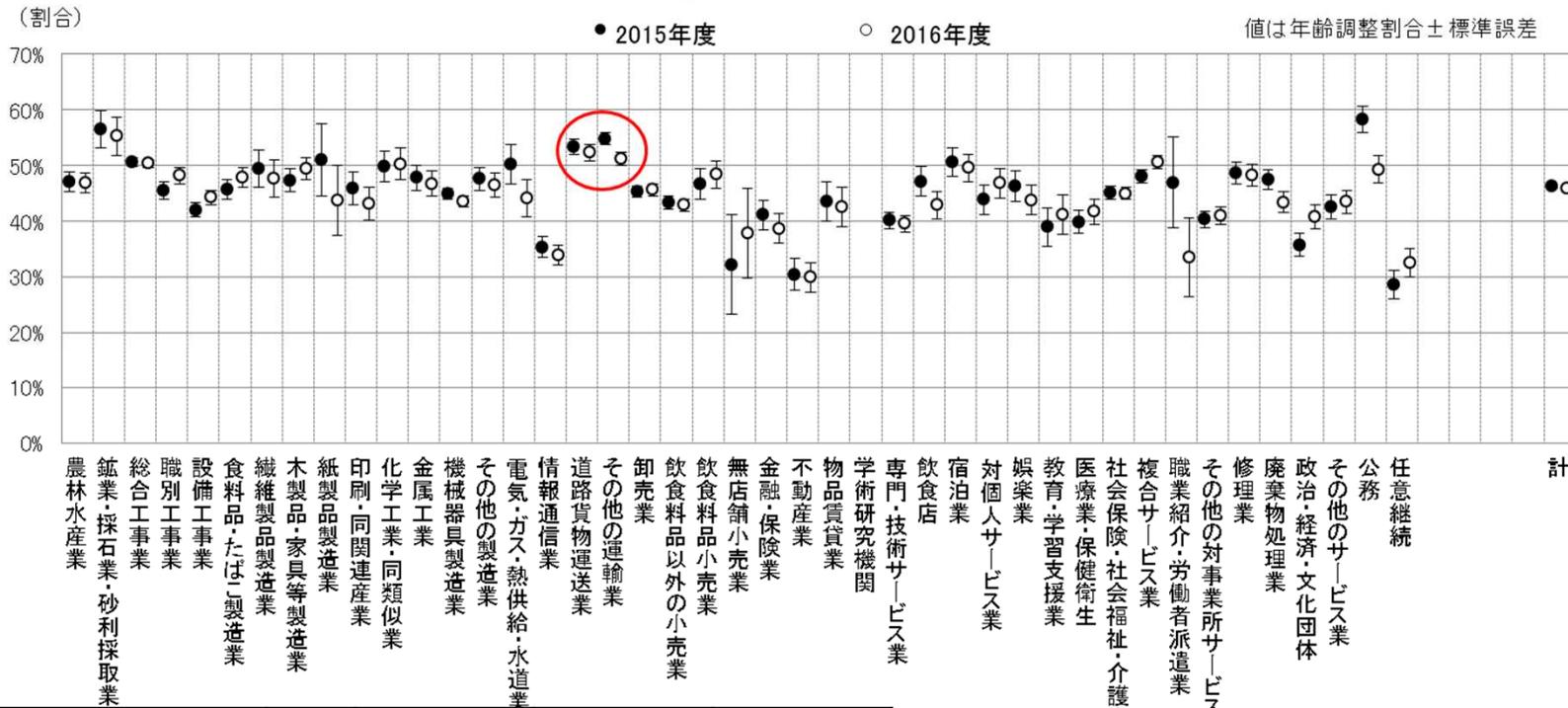
健診データの中で、どの項目が全国平均と比較してリスクが高いか、傾向が分かる

Zスコアの解釈(目安):
 <-0.5 良い
 ±0.5 ほぼ平均的
 +1.0 上位6分の1
 +2.0 ほとんどトップ
 +3.0 突出している

業種団体との連携の例

収縮期血圧 $\geq 130\text{mmHg}$ の者の年齢調整割合(男性, 40-74歳)

特定健診・保健指導データ分析報告書(2015-2016) (秋田)



業態	年度	総人数	年齢調整割合	標準誤差
鉱業・採石業・砂利採取業	2015	215	56.5%	3.4%
	2016	212	55.3%	3.4%
道路貨物運送業	2015	1,182	53.4%	1.5%
	2016	1,190	52.4%	1.4%
その他の運輸業	2015	1,887	54.8%	1.1%
	2016	1,914	51.2%	1.1%
公務	2015	448	58.3%	2.3%
	2016	422	49.3%	2.4%

運輸系が2年連続で割合が高く、総人数が多い
(鉱・採石・砂利採取と公務も割合は高いが人数は少ない)

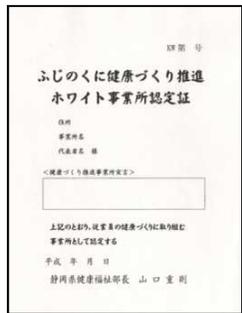
割合だけでなく対象者が多い業種と連携することで、加入者全体への影響度が高まる

協定を締結した各業種団体（国土交通省東北運輸局秋田運輸支局、秋田県バス協会、秋田県トラック協会、秋田県ハイヤー協会）と連携した取り組みを行っている。各協会に加入する協会けんぽの事業所に対して、四半期毎の健康づくりに関するニュースレターの提供、血圧計等の測定機器の貸与、特定保健指導の実施等行っている 8

取組みを継続することで、認定内容がランクアップする認定制度は健康宣言をする全事業所を対象とし、協会けんぽからの推薦枠のある県知事褒賞、健康経営優良法人認定制度と、3段階の認定・褒賞制度を取り入れています。

健康宣言

ホワイト事業所認定



- 7年～ ゴールド認定
- 5年～6年 シルバー認定
- 3年～4年 ブロンズ認定
- 初年度～2年 ホワイト認定

健康宣言をすると県よりホワイト認定証が交付されます。取組みが継続することにより、2年ごとに認定内容がランクアップ

県知事より

県知事褒賞制度



特に取組みが顕著な企業を年間10社ほど県知事より表彰する制度です。受動喫煙対策、健診、保健指導の実施体制が重視され、優れた取組みの事業所を協会けんぽより推薦します。

国より

健康経営優良法人認定

健康経営優良法人



健康経営優良法人 【中小規模法人部門】	
卸売業	1人以上100人以下
小売業	1人以上50人以下
医療法人・サービス業	1人以上100人以下
製造業その他	1人以上300人以下

中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する会社
※従業員を1人以上使用していること

2017年の初年度認定は16社、2018年度認定33社(初年度比2倍) 2019年度認定は87社(初年度比5.4倍)と大幅に伸長しています。



浜松商工会議所

商工会議所広報誌での連載
支部長によるメッセージのほか事例紹介



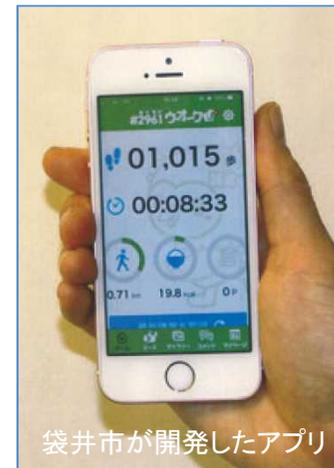
三島商工会議所

健康経営優良法人
認定の取得



袋井商工会議所

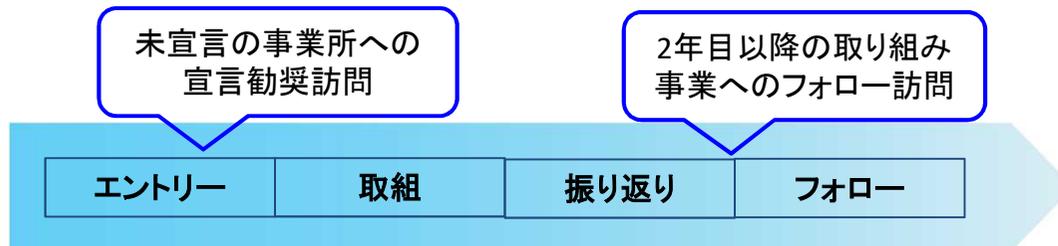
ウォーキングアプリ
を事業所へ展開



富士商工会議所

経営指導員による事業所訪問

商工会議所職員による
事業所への訪問スキームの確立
(エントリー時、振り返り時)



滋賀支部での取り組み

(平成29年度時点)

きっかけは事業連携協定

自治体と事業連携協定の締結を開始。
市町村との関係が深まり始めた。

協定期期	協定先
平成26年5月	大津市
平成26年9月	東近江市
平成28年2月	滋賀県
平成28年10月	草津市

事業連携協定締結の先

「とりあえず締結」からスタートし、「誰のために」「何のために」へ進む。

誰のために

- 協会と国保加入者≒「市民」のため

何のために

- 加入者(≒市民)に健康になってほしい。健康でいてほしい。

《協会の目線》

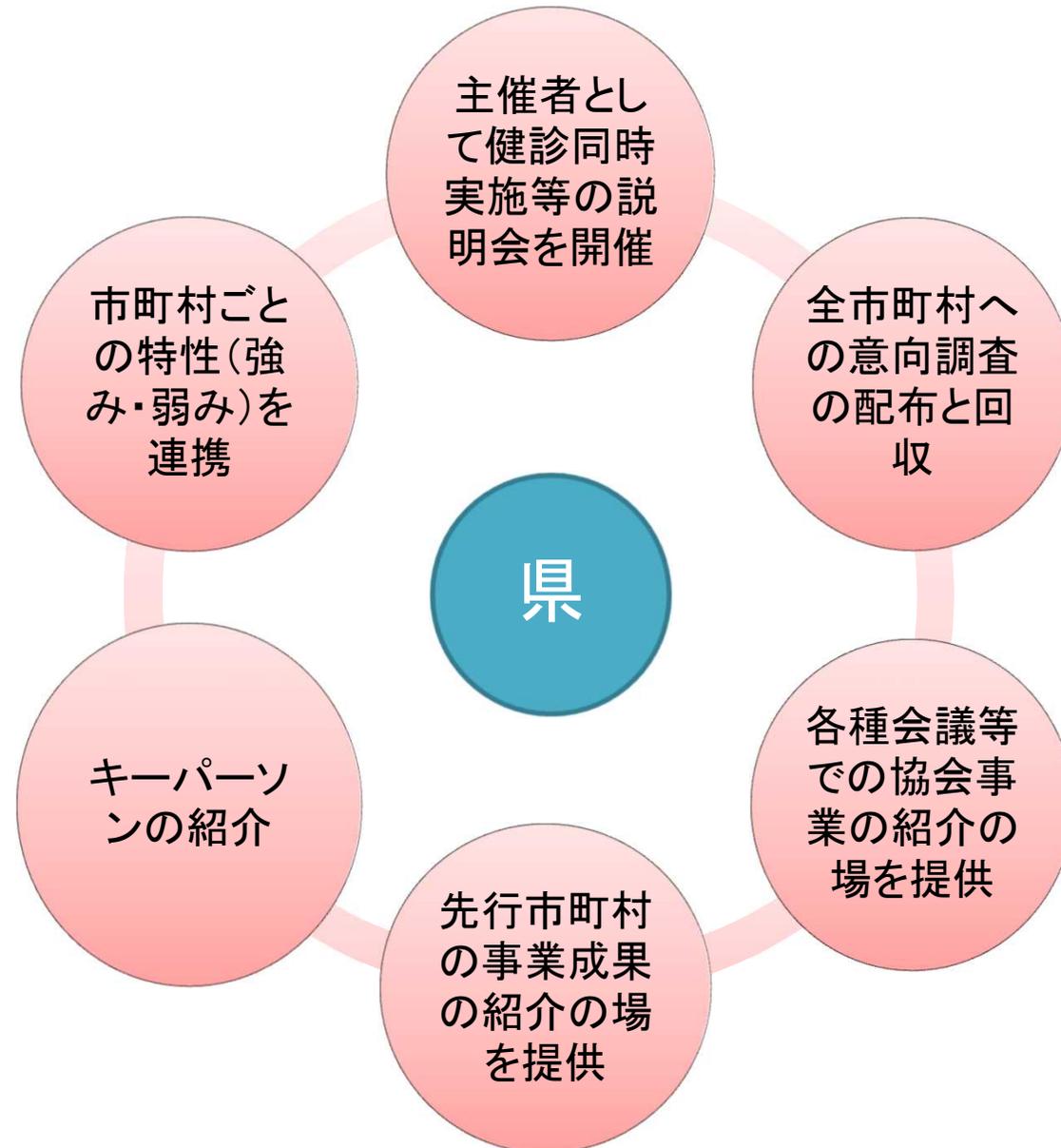
地域をフィールドとする被扶養者は、自治体のサービスをフル活用できればいいな…。

事業連携協定締結の成果

例) 東近江市

	協会けんぽ	東近江市
まず今 出来ること	広報物の作成。 一部の費用負担。	広報紙、ケーブルテレビの活用 ラッピング電車への参加
次に やるべきこと	被扶養者健診の受診率向上	健診の同時実施 協会受託業者との契約
やってみて 見えてきたこと	がん検診も同時実施	「市民」枠組みで、がん検診同 時実施
新たな目標	被扶養者保健指導実施率向上	保健指導の受託 体組成率測定

要となる県がつかないでくれる



自治体との連携結果(2017年度)

連携項目	連携市町村(調整中を含む) 《滋賀県内市町数:19》
特定健診の 合同実施	大津市、東近江市、多賀町、草津市、栗東市、日野町、米原市、彦根市 《8市町》
がん検診の 同時実施	栗東市、湖南市、近江八幡市、東近江市、彦根市、高島市、甲賀市、大津市、野洲市、草津市、多賀町、日野町 《12市町》
特定保健指導の 合同実施	大津市、東近江市、野洲市、竜王町、豊郷町、甲良町 《6市町》
特定保健指導の 市町村への委託	東近江市、米原市、多賀町 《3市町》